

かいぎ

NEWS

2013
9
No.1573



6月17日に河原子海岸で発見されたウミガメの卵が8月11日の夜にふ化し、12日の夜、河原子海岸で放流が行われました。ふ化した子ガメは64匹で、沖へ向かって元気に泳いでいきました。

CONTENTS

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ■今年議員改選の年です 2 | ■会員探訪 9 |
| 部会会議のご案内 | ■会議所インフォメーション 10 |
| ■商工会議所の動き 3 | ■国・県・市のコーナー 11 |
| ■特集 消費税転嫁対策特別措置法 4～5 | |
| ■相談所だより | |
| 経営安定特別相談室/専門相談・法律相談 6 | |
| 女性のための創業塾のご案内/記帳指導 7 | |
| ■リレー随想 (その163) 8 | |

**会費の口座振替は
10月15日(火)です**

平成25年度下期分の会費納入にご協力をお願いします。



発行所 ●日立商工会議所 〒317-0073 日立市幸町1-21-2 発行人 ●矢口光男

購読料 ●200円 (購読料は会費の中に含まれています)

TEL 0294-22-0128 FAX 0294-22-0120 ホームページ <http://www.hitachicci.or.jp/>

今年は議員改選の年です

選挙委員会を 開催

議員改選に伴い現在当所では、選挙委員会（松山恒男委員長）が定めたスケジュールに沿い、平成25年期議員選挙選任が進められています。9月6日に行われた選挙委員会では2号議員38人の部会割当数と選任に伴う部会会議日程について協議を行いました。9月12日に行われる常議員会において、3号議員（16人）と2号議員（38人）に対する部会別割当数が決定することになります。

2号議員選任のための部会会議は別記の通り開催されますので、所属する部会会議へ是非ご出席をお願いします。

2号議員選任のための部会会議スケジュール

部 会 名	日 時	会 場
商 業 部 会	9月27日（金）午後2時	特別会議室
工 業 部 会	9月24日（火）午後3時	第4会議室
建 設 業 部 会	10月2日（水）午後13時30分	特別会議室
金 融 財 務 業 部 会	9月25日（水）午後3時	特別会議室
観 光 環 衛 業 部 会	10月1日（火）午後3時	第4会議室
交 通 運 輸 業 部 会	9月26日（木）午前10時30分	第2会議室
文 化 産 業 部 会	9月25日（水）午前10時30分	第2会議室

1号議員の 立候補

10月4日（金）から受付

平成25年1号議員の立候補の受け付けが、下記により開始されます。

①立候補受付期間

10月4日（金）から10月15日（火）午前9時〜午後4時まで。

※土・日曜日、祝日の受付は行いません。

場所 日立商工会議所

（幸町1-21-2）

②選挙負担金5万円（小切手は不可）をご用意ください。

③1号議員当選後は、特別付加口数（10口）の会費納入をお願いします。

問合せ 総務課

工業部会からのお知らせ

当所工業部会では、（公財）日立地区産業支援センター（以下センター）との連携強化並びに販路拡大支援策として、センターが収集した受発注案件情報を、工業部会員の製造業事業所向けにEメールで、随時情報提供ができるよう準備を進めています。

希望する方は、事務局下記メールアドレスまでご連絡くださいますようお願いいたします。

連絡先：工業政策課

Eメール：suzukis@hitachicci.or.jp



ベストの取付条件では設備費が1年以内で回収可能!!

給湯コストの削減
短期間でのコスト回収

製品の仕組み
パワーパイプは排出される湯水から入ってくる湯水が熱を回収する構造です
住居用、商業用、工業用 全ての分野の建物において給湯コストの削減が可能です

・POWER-PIPEは
カナダ製の排水熱回収
システムです

主な対象施設

温泉旅館・日帰り温泉施設
ホテル・ゴルフ場・フィットネス
クラブ 他

※前野ビル1Fショールームに
実証用システム展示中!!

省エネルギー事業40年の歴史

- 1972（昭和47年）日立化成の太陽熱温水器・及びソーラーシステム取扱い開始
- 1982（昭和52年）京セラソーラーシステム及び太陽光発電システム取扱い開始
- 1988（昭和63年）指月電気、並に伸和技研製省エネパック（コンデンサー設備）取扱い開始

省エネルギー業歴40年

前野商事株式会社

住所 日立市若葉町1-17-5 前野ビル
TEL 0294(23)0233 FAX 0294(23)0234
http://www.maenoshoji.co.jp

商工会議所の動き 7月 8月

- 7月 3日 正副会頭と7部会長5委員長会議
正副会頭会議
- 7月 8日 建設業部会議員協議会
- 7月10日 常議員会
- 7月16日 観光委員会
- 7月22日 選挙委員会
- 7月24日 ふるさと日立検定実行委員会
- 7月25日 文化産業部会視察研修
消費税転嫁対策セミナー
- 7月26日 情報化委員会
- 7月29日 第124回通常議員総会
- 7月30日 観光環衛業部会議員協議会
- 8月 4日 第54回会頭杯野球大会決勝戦
- 8月 7日 正副会頭会議
- 8月 9日 あきんど探検少年団入団式
- 8月16日 日商簿記3級取得講座開講式
- 8月21日 第29回茨城県商工会議所議員大会
消費税転嫁対策セミナー
- 8月23日 商業部会正副部会長会議
- 8月26日 多賀地区懇談会
- 8月27日 会員サービス委員会
消費税転嫁対策セミナー
- 8月28日 観光環衛業部会議員協議会
文化産業部会セミナー



消費税転嫁対策セミナー
「増税前のチャンスをつかめ」と題し駆け込み需要を取り込むためのセミナーを開催



第29回茨城県商工会議所議員大会
県内の役員・議員190名が参加し、東日本大震災等からの本格的な復興と再生や小規模企業の経営安定強化など7項目を決議。(写真は大会宣言(案)を読上げる秋山会頭)



文化産業部会セミナー
筑波大学名誉教授 松本光弘氏を講師に人材育成セミナーを開催する。



多賀地区懇談会
多賀地区の各商店会代表者と、会議所活動への理解を求めるとともに要望事項等について意見交換を行う。

「静かな時限爆弾」—アスベストの入った屋根材の葺き替えに！

安全 安心な
石綿飛散防止工法

シールドサクシヨン工法

関東初！

県内唯一！

厚生労働省通達済 国土交通省NETIS登録CG-100016-A 特許第4235248号 商標・実用新案登録済



屋根の葺き替えをお考えの方、まずはお気軽にお電話でご相談ください！

確かな技術で責任施工 合同会社 茨城県SS管理委員会

■事務局／茨城県屋根工事業協同組合内 〒319-1234 茨城県日立市大和田町626

TEL 0294-54-0126 FAX 0294-54-1425

施工店

屋根・外装・板金工事

宮原瓦工業有限公司

■本社 〒319-1234 茨城県日立市大和田町627

■いわき営業所

TEL 0294-52-5482(代) FAX 0294-53-1805

【表】転嫁対策特別措置法のポイント

①消費税の転嫁拒否等の行為(減額、買いたたき等)の禁止
②消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告の禁止
③「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜価格の強調表示」が認められる
④中小企業が共同で価格転嫁すること(転嫁カルテル)や、表示方法を統一すること(表示カルテル)が認められる
⑤国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備が国等の責務として明確化

平成26年4月及び平成27年10月に2回にわたり消費税率が引上げられる予定ですが、

10月から施行

消費税の引き上げを円滑に進めるために「転嫁対策特別措置法」が10月から施行されます。同法のポイントについて弁護士 中小企業診断士の関義之さんに解説していただきます。

消費税率転嫁対策特別措置法

円滑かつ適正な価格転嫁をサポート

この引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下「転嫁対策特別措置法」といいます。)が成立しました。転嫁対策特別措置法は、同年10月1日から施行され、平成29年3月31日まで適用される時限立法です。

転嫁対策特別措置法は、主に、4つの「特別措置」と「国等の責務」が規定されています。それぞれについてポイントを解説します。

【関先生のコメント】

法律の適用例等詳細については、今後政府から公表されるガイドライン等で示されます。公正取引委員会、消費者庁、財務省等からの今後の情報に注目しましょう。

1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正

減額・買いたたき等が禁止されます

転嫁対策特別措置法では、「特定事業者」が、平成26年4月1日以後に「特定供給事業者」から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税の転嫁拒否等の行為をすることを禁止しています。

規制の対象となる「特定事業者」は次の2つです。

- ①「大規模小売事業者」
- ②「資本金の額等が3億円以下である事業者等から継続して商品又は役務の供給を受ける「法人である事業者」(大規模小売事業者を除く)

一方、保護される「特定供給事業者」は、特定事業者が①②のいずれであるかによって、以下のとおり組み合わせになります。

特定事業者が①の場合、特定供給事業者は、大規模小売事業者者に継続して商品又は役務を供給する事業者となります。

特定事業者が②の場合、特定供給事業者は、この資本金の額等が3億円以下である事業者等となります。

また、禁止される転嫁拒否等の行為は、次の4類型となります。

- ①減額、買いたたき
- (減額の例)本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること

(買いたたきの例)原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること

②購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制

(購入強制の例)消費税率引上げ分を上乗せすることを受ける代わりに、取引先にデイナーショーのチケットを購入させること

③税抜価格での交渉の拒否

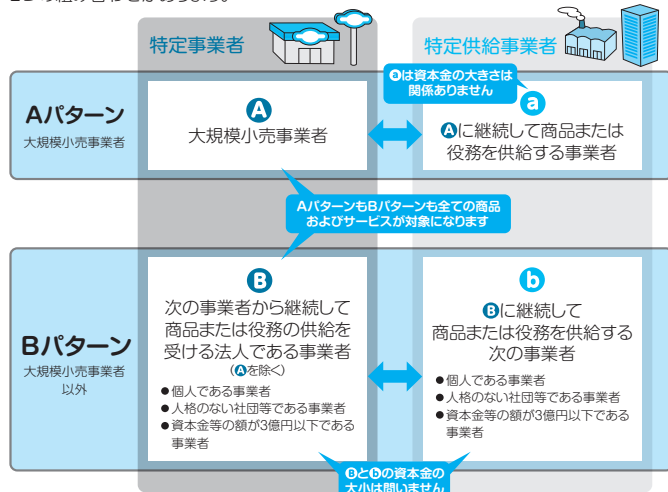
(例)税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること

④報復行為

(例)転嫁拒否された事業者が①②③の行為が行われていないことを公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

【図】「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係

2つの組み合わせがあります。



【関先生のコメント】

特定事業者は、違反行為が公表されれば、企業イメージ・信用が著しく失われます。公正な取引を心がけましょう。一方、転嫁拒否等の行為を受けた特定供給事業者は、各地の商工会議所や公正取引委員会の専門の相談窓口にご相談できます。

為をした場合、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行うとともに、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正

転嫁対策特別措置法では、消費者に誤認を与えたり、納入業者への買いたたきや競合する小売店の転嫁を阻害したりしないようにするために、事業者が、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次の3つの表示を行うことを禁止しています。

消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって、消費税との関連を明示しているもの
(例)「消費税率上昇分値引きします」
③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって、②の表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの (例)「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

3 価格の表示

「税抜き価格の強調表示」や「外税表示」が認められます
いわゆる小売段階において、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者には、値札やチラシ等においてあらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示する義務があります。これを「総額表示義務」といいます(図1)。転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替え等の事務負担への配慮の観点から、この総額表示義務の弾力的運用を行い、2つの特例を認めました。

①外税表示(図2)
まず、「現に表示する価格が、税込価格である」と誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない、つまり、外税表示が認められるようになります。ただし、消費者への配慮の観点から、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければなりません(図3)。

【図1】 総額表示の例

10,800円(税込)
10,800円(税抜き価格10,000円)
10,800円(うち消費税額等800円)

【図2】 外税表示の例

〈誤認されないための措置の例〉

- 個々の商品の値札の表示価格で、税抜き価格であることを明確にする

〇〇〇円 (税抜)
〇〇〇円 +税
〇〇〇円 +△円(税)

- 店内の目に付きやすい場所や各商品棚などに次のような掲示をする

当店の価格は全て
税抜き表示となっています。
レジ精算時に別途
消費税相当額を申し受けます。

【図3】 税抜き価格の強調表示の例

10,000円
(税込10,800円)
本体価格
税込み価格を
明確に表示する

次に、「税込価格が明瞭に表示されているときは、税抜き価格を強調して表示しても景品表示法第4条第1項の不当表示の規定が適用されないことが明確化されています。」

【関先生のコメント】
価格表示に関する2つの
特例は、転嫁対策特別措置法の施行日である平成25年10月1日から認められます。消費税率引上げ日である平成26年4月1日より前から認められる特例です。で、値札の変更等の準備は、余裕をもって早めにとりかかるようにしましょう。

【関先生のコメント】
「消費税」という文言を含めた宣伝広告が禁止され、「消費税」という文言を含まない表現については、「宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかでない場合」でなければ禁止される表示には当たらないというのが現時点の政府の考えです。しかし、その境界線はあいまいです。この規制は全ての「事業者」が対象となりますので、違法な表示にならないように、政府から公表されるガイドライン等で具体例を確認するようにしましょう。

4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為

転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に届出をする、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給について、独占禁止法の例外として、「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」が認められます。①転嫁カルテルとは、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為のことをいいます。②表示カルテルとは、消費税に

や、消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数を、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定
②表示カルテルとは、消費税に係る共同行為のことをいいます。(例)税率引上げ後の価格について「税込価格」と「消費税額」を並べて表示したり、「税込価格」と「税抜き価格」とを並べて表示するように、統一的な表示方法を用いることの決定

【関先生のコメント】

「本体価格」を決めることは、例外に当たらず、独占禁止法に違反する行為となりますので注意してください。また、転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。この例外を受けるためには公正取引委員会に事前に届出をする必要があります。届出方法等については、今後政府から公表されるガイドライン等で確認しましょう。

関 義之(せき よしゆき)
荒井総合法律事務所所属
(弁護士・中小企業診断士)
日本商工会議所平成25年度消費
税転嫁対策窓口相談等事業実施
WGの作業チームに所属。

経営安定特別相談室

困った時には早めの相談！

事業経営が不振に陥った時は、「早期に適切な手を打つ」ことが重要なポイントです。受注・販売不振、手形の決済など事業経営の先行きに不安が生じたらできるだけお早めに『経営安定特別相談室』にご相談ください。

○経営安定特別相談室とは…

経営不振に陥った事業所から相談を受け、再建の見込みがある企業については関係機関との協力により再建の方策を講じるなど倒産を未然に防止することを目的に設置されているのが「経営安定特別相談室」です。相談室では商工調停士等の専門家が相談に応じます。

○商工調停士とは…

中小企業の倒産に関わる諸問題について解決に向けての相談・アドバイスをを行います。商工調停士は、当所会頭から委嘱されています。

○お申込みにあたって…

経営不振に陥った経緯などをお聞かせいただくとともに相談アドバイスに必要な資料の提出をお願いします。

● ● ● 相談の手順 ● ● ●

相談申込

相談内容の検討

- ・経営、財務内容の把握と分析
- ・倒産防止の方策の検討

調停

債権者等関係者への協力要請

- ・金融斡旋
- ・手形処理指導
- ・事業転換指導

- ・円滑な整理方法の検討
- ・法的手続き等の指導、助言

相談
所
だ
よ
り

相談無料・秘密厳守 お申込およびお問合せは経営相談課まで。

専門相談会・法律相談

当所では会員限定の専門相談会、法律相談を行っています。

○専門相談会

※事前に相談内容を伺い、相談者と専門相談員で日程調整をおこないます。

相談内容(随時受付)

- ・経営…事業承継、経営改善、法人設立、起業など
- ・労務…就業規則作成、雇用調整助成金申請など
- ・税務…所得税、消費税、確定申告、税務一般など
- ・許可…会社設立等許可申請、建築・建設業許可など
- ・知的財産…特許権、実用新案権、意匠権、商標権取得など
- ・海外取引…輸出入、海外投資など

○法律相談

※事前に予約お申込ください。

相談内容

- ・債権回収に関するトラブル、事業承継に関するトラブル、
- ・契約に関するトラブル
- ・金銭貸借に関するトラブル、労使関係に関するトラブル、
- ・クレームに関するトラブル

日程 10月11日(金) 12月10日(火) 2月10日(月)

会場 日立商工会議所会館

相談員 茨城県弁護士会日立地区弁護士

申込・問合せ 経営相談課

自治・振興金融融資制度

【自治金融】

- 限度額 運転1,000万円 設備1,000万円
- 期間 運転7年 設備7年
- 保証・担保 原則不要

利率1.65% (平成25年9月1日現在)

【振興金融】

- 限度額 運転2,000万円 設備2,000万円
- 期間 運転7年 設備7年
- 保証・担保 原則不要・担保必要

利率1.75% (平成25年9月1日現在)

※どちらも年利1.0%の利子補給が受けられます。
お申込み・お問合せはお近くの金融機関または
当所経営相談課まで

小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経)

【マル経制度】

- 限度額 1,500万円
- 期間 運転7年 設備10年
- 保証・担保 原則不要

利率1.75% (平成25年9月1日現在)

【マル経をご利用頂ける方】

- 日立市内で1年以上継続して同一事業を営んでおり、税務申告をしている方
- 当所の経営指導を原則として6ヶ月以上受けている方
- 従業員20名以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模事業者の方
- 所得税(法人税)、事業税、住民税を完納している方

※年利1.10%の利子補給が受けられます。
お申込み・お問合せは当所経営相談課まで